

登録政治資金監査人の研修について（案）

1 研修の対象者

政治資金規正法第19条の18第1項の規定による登録政治資金監査人

2 研修内容及び時間

講義1 「政治資金規正法の概要等」

講義2 「監査マニュアルの説明（総論・各論）」

合わせて半日程度を想定

3 研修手数料

5,000円（政令で決定予定）

（研修手数料の算出根拠）

人件費 約3,800円

物件費（研修テキスト代等） 約1,200円

（参 考）政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（登録政治資金監査人の研修）

第19条の27 登録政治資金監査人は、総務省令で定めるところにより、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとする。

2 政治資金適正化委員会は、前項の研修を修了した者について登録政治資金監査人名簿に当該研修を修了した旨を付記するとともに、当該研修を修了した者に対しその旨を証する書面を交付しなければならない。

3 政治資金適正化委員会は、第1項の研修を受ける登録政治資金監査人から実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収することができる。